

◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、三条市選挙管理委員会から、次のとおり指定があった旨の報告があった。

令和3年4月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
三条市大崎会館	三条市西大崎二丁目 27番33号	体育館 多目的室	1,105.00 109.00	令和3年4月1日
三条市大崎会館分館	三条市東大崎二丁目 14番9号	大集会室	101.00	令和3年4月1日